

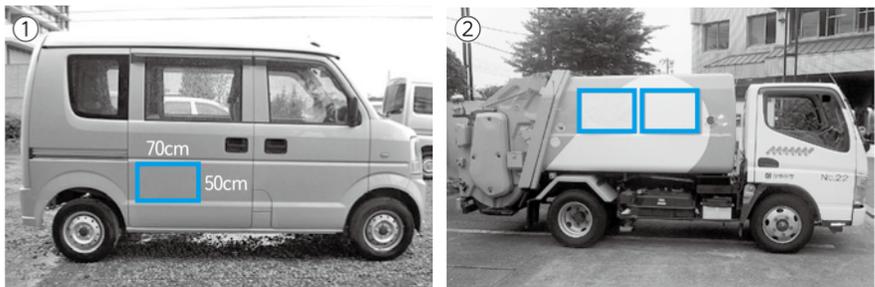
公用車両の有料広告を募集します

市内全域を巡回する公用車両に広告を掲載しませんか。走る広告塔としての宣伝効果が期待できます。

広告規格 縦50cm以内×横70cm以内

対象車両 ①軽自動車15台②清掃車両8台
(いずれも申込多数の場合は抽選)

貼付場所 ①左右側面ドア(1台1枠)②左右側面(1台2枠)※両側面左右2カ所で1枠



広告貼付位置

掲載期間 10月から1年間

広告料 年額1万円(1枠当たり)

申し込み 各担当で配布する申込書に記入し、直接担当へお申し込みください※申込書は市ホームページからも入手できます

締め切り 7月31日(木)

担当 ①財産管理課 ☎94-5020

②清掃リサイクル課 ☎94-7502

風水害に備えましょう

風水害対策の基本は情報収集です。事前に「洪水・土砂災害ハザードマップ」で自宅周辺の浸水想定区域や土砂災害警戒区域などを確認し、避難経路や避難先を確認しましょう。

日ごろから最新の気象情報を確認する習慣を身につけましょう。

さまざまなサービスで情報を収集しましょう

大雨の際には、テレビやラジオ、インターネットで気象情報を確認しましょう。

市LINE公式アカウント

災害に関する情報を基本メニュー「防災・災害」からご覧になれます。市LINE公式アカウントを利用するには、LINEアプリ内で「伊勢原市」を検索し「友だち登録」をしてください。



市LINE公式アカウント

確認できる主な情報

◆防災無線配信履歴 ◆広域避難所検索 ◆避難所混雑状況(バ坎マップス) ◆危険度分布(キキクル) ◆雨量計マップ



「防災・災害」メニューのイメージ

防災いせはらテレホンサービス

☎050-3204-1788

放送直後から24時間以内は、防災無線の内容を電話で確認することができます。



いせはらくらし安心メール

希望者の携帯電話(スマートフォン)やパソコンの電子メールに、防災や防犯などの緊急情報を配信しています※事前の登録が必要です。右のQRコードから登録できます



メール送信フォーム

いせはら雨量観測マップ

リアルタイムで市内5カ所の観測点における市内の雨量を市ホームページから確認できます。



いせはら雨量観測マップ

VACAN Maps

各避難所の開設情報や混雑状況を確認できます。災害時にすぐ確認できるようにしておきましょう。市ホームページからもご覧になれます。



VACAN Maps

ハザードマップでリスクを確認しましょう

「洪水・土砂災害ハザードマップ」で自宅周辺を確認し、避難が必要か、避難する場合はどこに移動するか、どのタイミングで行動するかを事前に決めておきましょう。ハザードマップは市ホームページからご覧になれます。



洪水・土砂災害ハザードマップ

☎危機管理課 ☎94-4865

「資格情報のお知らせ」、「資格確認書(兼高齢受給者証)」を交付します

国民健康保険に加入している人

令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されなくなり、医療機関などで診療を受ける際は、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)の利用を基本とする仕組みに移行しました。お持ちの保険証または資格確認書の有効期限は7月31日までです。

7月末までに加入者全員を対象に、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書(兼高齢受給者証)」のいずれかを送付します。記載内容を確認の上、8月1日から使用してください。

「資格情報のお知らせ」の交付対象者および交付方法

対象者ごとに世帯主宛てに送付します。マイナ保険証の利用登録解除を希望する人や、マイナ保険証の利用が困難な要配慮者(高齢者や障がい者など)であることを理由に資格確認書の交付を希望する人は、担当へ連絡を。

対象者 マイナ保険証をお持ちの人

「資格確認書(兼高齢受給者証)」の交付対象者および交付方法

世帯ごとにまとめて世帯主宛てに簡易書留で送付します。

対象者 マイナンバーカードまたはマイナ保険証を持っていない人、マイナ保険証の利用登録解除を申請した人、要配慮者として資格確認書交付を申請した人

70歳以上の人の負担割合

70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の人は当月)から74歳までの間は、前年の所得に応じて、2割または3割の自己負担割合が適用されます。自己負担割合は「資格情報のお知らせ」、「資格確認書兼高齢受給者証」に記載されています。

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している人

7月中に簡易書留で、保険証に代わる資格確認書を発送します。

☎保険年金課 ☎94-4728(国民健康保険) ☎94-4521(後期高齢者医療)

健康保険税・料に関するお知らせ

国民健康保険税率および課税限度額を改定します

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割額	6.20%	6.37%	2.22%	2.33%	1.96%	2.12%
均等割額	2万5400円	2万5900円	9200円	9600円	9000円	9800円
平等割額	1万8000円	1万8200円	6500円	6600円	4800円	5200円
課税限度額	65万円	66万円	24万円	26万円	17万円	

※介護納付金分の課税限度額は変更ありません

軽減判定基準額を改定します

均等割額と平等割額に対する5割軽減・2割軽減の判定基準額を引き上げ、対象となる世帯の範囲を拡大します。

軽減割合	軽減判定基準額	
	改定前	改定後
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者など*1の数-1)以下	
5割軽減	43万円+29万5000円×被保険者数*2+10万円×(給与所得者など*1の数-1)以下	43万円+30万5000円×被保険者数*2+10万円×(給与所得者など*1の数-1)以下
2割軽減	43万円+54万5000円×被保険者数*2+10万円×(給与所得者など*1の数-1)以下	43万円+56万円×被保険者数*2+10万円×(給与所得者など*1の数-1)以下

*1 一定の給与所得者、公的年金などの支給を受ける人

*2 国民健康保険は特定同一世帯所属者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人)を含む

7月中旬に納税通知書などを発送します

令和7年度の第4期以降分の国民健康保険税(本算定)納税通知書を発送します。後期高齢者医療制度に加入している人には、後期高齢者医療保険料の本算定通知書を送付します※改定内容など詳しくは、本算定通知書に同封するお知らせをご覧ください

☎保険年金課 ☎94-4728(国民健康保険) ☎94-4521(後期高齢者医療)